

平成 2 9 年

赤平市議会第 2 回定例会会議録（第 1 日）

6 月 1 3 日（火曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 会
午後 0 時 3 0 分 散 会

○議事日程（第 1 号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 市政の報告（市長・教育長）
- 日程第 5 議案第 2 1 0 号 赤平市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 2 1 1 号 赤平市情報公開条例及び赤平市個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 2 1 2 号 赤平市財政調整基金条例等の一部改正について
- 日程第 8 議案第 2 1 3 号 赤平市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 2 1 4 号 赤平市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 1 0 議案第 2 1 5 号 工事契約の締結について（統合中学校建設工事 建築主体（校舎・渡り廊下棟）
- 日程第 1 1 議案第 2 1 6 号 工事契約の締結について（統合中学校建設工事 建築主体（体育館棟）
- 日程第 1 2 議案第 2 1 7 号 工事契約の締結について（統合中学校建設工事（空気調和換気設備）
- 日程第 1 3 議案第 2 1 8 号 滝川地区広域消防事務組合規約の変更について
- 日程第 1 4 議案第 2 1 9 号 赤平市過疎地域

自立促進市町村計画の一部変更について

- 日程第 1 5 議案第 2 2 0 号 平成 2 9 年度赤平市一般会計補正予算
- 日程第 1 6 議案第 2 2 1 号 平成 2 9 年度赤平市国民健康保険特別会計補正予算
- 日程第 1 7 議案第 2 2 2 号 平成 2 9 年度赤平市霊園特別会計補正予算
- 日程第 1 8 議案第 2 2 3 号 赤平市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 1 9 議案第 2 2 4 号 赤平市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 2 0 議案第 2 2 5 号 赤平市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 2 1 議案第 2 2 6 号 赤平市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 2 2 議案第 2 2 7 号 赤平市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 2 3 議案第 2 2 8 号 赤平市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 2 4 議案第 2 2 9 号 赤平市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 2 5 議案第 2 3 0 号 赤平市農業委員

- 会委員の任命につき同意を求める
ことについて
- 日程第 2 6 議案第 2 3 1 号 赤平市農業委員
会委員の任命につき同意を求め
ることについて
- 日程第 2 7 議案第 2 3 2 号 赤平市農業委員
会委員の任命につき同意を求め
ることについて
- 日程第 2 8 議案第 2 3 3 号 赤平市農業委員
会委員の任命につき同意を求め
ることについて
- 日程第 2 9 報告第 1 9 号 平成 2 8 年度赤
平市一般会計継続費繰越計算書の
報告について
- 日程第 3 0 報告第 2 0 号 平成 2 8 年度赤
平市一般会計繰越明許費繰越計算
書の報告について
- 日程第 3 1 報告第 2 1 号 平成 2 8 年度赤
平市下水道事業特別会計繰越明許
費繰越計算書の報告について
- 日程第 3 2 報告第 2 2 号 株式会社赤平振
興公社の経営状況について

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 市政の報告（市長・教育長）
- 日程第 5 議案第 2 1 0 号 赤平市行政手続
等における情報通信の技術の利用
に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 2 1 1 号 赤平市情報公開
条例及び赤平市個人情報保護条例
の一部改正について
- 日程第 7 議案第 2 1 2 号 赤平市財政調整
基金条例等の一部改正について
- 日程第 8 議案第 2 1 3 号 赤平市特定教育
・保育施設及び特定地域型保育事

- 業の運営に関する基準を定める条
例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 2 1 4 号 赤平市国民健康
保険条例の一部改正について
- 日程第 1 0 議案第 2 1 5 号 工事契約の締結
について（統合中学校建設工事
建築主体（校舎・渡り廊下棟）
- 日程第 1 1 議案第 2 1 6 号 工事契約の締結
について（統合中学校建設工事
建築主体（体育館棟）
- 日程第 1 2 議案第 2 1 7 号 工事契約の締結
について（統合中学校建設工事
（空気調和換気設備）
- 日程第 1 3 議案第 2 1 8 号 滝川地区広域消
防事務組合規約の変更について
- 日程第 1 4 議案第 2 1 9 号 赤平市過疎地域
自立促進市町村計画の一部変更
について
- 日程第 1 5 議案第 2 2 0 号 平成 2 9 年度赤
平市一般会計補正予算
- 日程第 1 6 議案第 2 2 1 号 平成 2 9 年度赤
平市国民健康保険特別会計補正予
算
- 日程第 1 7 議案第 2 2 2 号 平成 2 9 年度赤
平市霊園特別会計補正予算
- 日程第 1 8 議案第 2 2 3 号 赤平市農業委員
会委員の任命につき同意を求め
ることについて
- 日程第 1 9 議案第 2 2 4 号 赤平市農業委員
会委員の任命につき同意を求め
ることについて
- 日程第 2 0 議案第 2 2 5 号 赤平市農業委員
会委員の任命につき同意を求め
ることについて
- 日程第 2 1 議案第 2 2 6 号 赤平市農業委員
会委員の任命につき同意を求め
ることについて
- 日程第 2 2 議案第 2 2 7 号 赤平市農業委員

	会委員の任命につき同意を求める ことについて	6番	向井義擴君
		7番	伊藤新一君
日程第23	議案第228号 赤平市農業委員 会委員の任命につき同意を求める ことについて	9番	御家瀬 遵君
		10番	北 市 勲君
日程第24	議案第229号 赤平市農業委員 会委員の任命につき同意を求める ことについて	○欠席議員	1名
		8番	獅 畑 輝 明君
日程第25	議案第230号 赤平市農業委員 会委員の任命につき同意を求める ことについて	○説 明 員	
日程第26	議案第231号 赤平市農業委員 会委員の任命につき同意を求める ことについて	市 長	菊 島 好 孝君
日程第27	議案第232号 赤平市農業委員 会委員の任命につき同意を求める ことについて	教育委員会教育長	多 田 豊君
日程第28	議案第233号 赤平市農業委員 会委員の任命につき同意を求める ことについて	監 査 委 員	早 坂 忠 一君
日程第29	報告第 19号 平成28年度赤 平市一般会計継続費繰越計算書の 報告について	選挙管理委員会 委 員 長	壽 崎 光 吉君
日程第30	報告第 20号 平成28年度赤 平市一般会計繰越明許費繰越計算 書の報告について	農業委員会会長	田 村 元 一君
日程第31	報告第 21号 平成28年度赤 平市下水道事業特別会計繰越明許 費繰越計算書の報告について	副 市 長	伊 藤 嘉 悦君
日程第32	報告第 22号 株式会社赤平振 興公社の経営状況について	総 務 課 長	熊 谷 敦君
○出席議員	9名	企 画 課 長	畠 山 涉君
	1番 木 村 恵君	財 政 課 長	尾 堂 裕 之君
	2番 五十嵐 美 知君	税 務 課 長	田 村 裕 明君
	3番 植 村 真 美君	市民生活課長	町 田 秀 一君
	4番 竹 村 恵 一君	社会福祉課長	井 波 雅 彦君
	5番 若 山 武 信君	介護健康推進課長	斉 藤 幸 英君
		商工労政観光課長	林 伸 樹君
		農 政 課 長	野 呂 道 洋君
		建 設 課 長	高 橋 雅 明君
		上 下 水 道 課 長	杉 本 悌 志君
		会 計 管 理 者	蒲 原 英 二君
		あかびら市立病院 事 務 長	永 川 郁 郎君
		教 育 学 校 教 育 委 員 会 課 長	大 橋 一 君
		" 社 会 教 育 課 長	伊 藤 寿 雄君
		監 査 事 務 局 長	中 西 智 彦君
		選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	熊 谷 敦君
		農 業 委 員 会 事 務 局 長	野 呂 道 洋君

○本会議事務従事者

議 会	事務局長	栗 山 滋 之 君
”	総務議事 係 長	安 原 敬 二 君
”	総 務 議 事 係	野 呂 律 子 君

(午前10時00分 開 会)

○議長(北市勲君) これより、平成29年赤平市議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長(北市勲君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、1番木村議員、5番若山議員を指名いたします。

○議長(北市勲君) 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日から16日までの4日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から16日までの4日間と決定いたしました。

○議長(北市勲君) 日程第3 諸般の報告であります。

事務局長に報告させます。

○議会事務局長(栗山滋之君) 報告いたします。

諸般報告第1号ですが、市長から送付を受けた事件は28件であります。

本会議に説明のため出席を求めた者につきましては、記載のとおりであります。

次に、議長報告であります。平成29年第1回定例会以降平成29年6月12日までの動静につきましては、記載のとおりであります。

次に、例月現金出納検査の結果ですが、監査委員報告書の概要を記載してあります。

次に、本日の議事日程につきましては、第1号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。今日は獅畑議員が欠席であります。

以上で報告を終わります。

○議長(北市勲君) 日程第4 市政の報告であります。

一般行政について報告を求めます。市長。

○市長(菊島好孝君) [登壇] 前定例会以降の市政の概要につきましてご報告をさせていただきます。

初めに、全国及び北海道市長会の動向について申し上げます。5月17日に平成29年春季北海道市長会定期総会が網走市で開催されまして、人口減少の歯どめや暮らしやすい地域づくりを目指すまち・ひと・しごと創生法が施行されたことに伴い、地方自治体が策定した地方版総合戦略が真に実効性の伴ったものにするために、国がみずからの役割と責任について明確なビジョンを示し、地方とともに総力を挙げて取り組むことを求める地方創生に関する決議を採択したところであります。また、北海道は我が国最大の食糧基地として良質な農畜産物を安定的に生産、供給しており、農林水産業が地域の基幹産業を担い、食品の加工や流通、観光など、多くの産業と密接に関連しております。本道にとって生産者や関係者が安心して経営に取り組むことができる支援策を講ずるため、日欧経済連携協定、EPAなど、自由貿易交渉においては国内農林水産業の振興が損なわれないよう対応することを求めたところであります。さらに、JR北海道への国の支援に関する内容が初めて決議されたところでありますが、経営再建に向けた抜本的な見直しについて求めるとともに、各首長が路線の維持、存続に向け、一丸となって取り組む姿勢を示したところであります。秋季に引き続き、地方の持つ可能性を発揮させ、安定的に北海道が発展するために地方行財政の充実、強化、社会保障施策に支障を及ぼすことのない社会保障制度改革、さらにはエネルギー政策と原子力発電所に関する決議が採択され、6月7日に国会議員並びに関係省庁に対して要望を行ってきたところであります。また、6月7日には第87回全国市長会議が東京都で

開催されまして、国が進める地方分権について国と地方の役割の明確化やまち・ひと・しごと創生総合戦略など、基本理念に基づいた真の地方分権改革が実現するよう採択されたところであります。

次に、炭鉱遺産活用基本構想の策定について申し上げます。炭鉱遺産の保存、継承と活用は、赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略の中で重点施策として位置づけられ、国内でも貴重な遺産として有識者から評価されているところでございます。昨年7月には歴史の継承と交流人口の拡大のために炭鉱遺産公園や炭鉱資料館の一体的整備について検討する赤平市炭鉱遺産活用検討協議会が発足し、計8回にわたる会議を開催して協議をさせていただき、本年2月に赤平市炭鉱遺産活用基本構想案を策定いたしました。その後、市内の4会場にて炭鉱遺産活用に関する市民説明会を開催し、皆様からいただいたご意見と炭鉱遺産活用検討協議会での協議内容を参考にいたしまして、赤平市炭鉱遺産活用基本構想が完成したところでございます。完成に当たりまして、これまで検討協議会の委員におかれましては、ご多忙の中、熱心に議論をいただいたことに感謝申し上げますとともに、市民説明会にお越しいただいた市民の皆様にも重ねて感謝を申し上げますところでございます。今後におきましては、策定いたしました赤平市炭鉱遺産活用基本構想を確実に実行するため、市民の皆様を初め、企業や団体等と行政が一体となってオール赤平で取り組み、炭鉱遺産の保存、継承と活用に努めてまいります。

次に、JR根室本線対策について申し上げます。JRの根室本線は、滝川と根室を結ぶ幹線路線でありまして、周辺自治体を結ぶ主要交通機関であるとともに、沿線市町の観光振興や物流輸送の基幹をなすものとして極めて重要な交通機関の一つであります。5月30日には、4市2町1村で構成される根室本線対策協議会におきまして、首長並びに議長が第三セクターの成功例として知られる千葉県のいすみ鉄道を視察し、31日には道内選出の国会議員に路線維持に向けた国からの支援拡充を要請したところで

あります。また、6月1日には国土交通大臣に対しまして、関係団体との協議への積極的な協力、支援、そしてJR北海道の経営再建に向けた新たな支援、老朽化した施設の保全、更新や災害対応、貨物列車の運行における負担の軽減、増収策への支援の5項目にわたり要請を行ったところであります。今後も引き続き根室本線対策協議会と連携をさせていただいて、通院や通学の移動手段として地域住民の生活を支える重要な社会インフラである鉄道の維持、存続に向けて取り組んでまいります。

次に、らんフェスタ赤平2017について申し上げます。17回目となりましたらんフェスタ赤平2017は、4月14日から16日までの3日間にわたり総合体育館を会場として開催されました。全道の蘭愛好者の皆さんが丹精込めて育てられた多種多様な蘭、455鉢が会場を埋め尽くしまして、来場者の目と心を魅了したところでございます。展示のほかにもミニコンサートや大道芸、パフォーマンスなど、イベントの実施や江尻光二氏による講演会などを企画し、来場者をお迎えしたほか、らんフェスタ赤平にあわせて中空知の市、町の協力のもと、中空知の食と観光物産フェアを特設会場にて同時開催いたしまして、各市、町の特産品に来場者の興味を集め、大いににぎわいを見せたところでございます。新たな試みといたしまして、ことしは初めての炭鉱遺産バスツアーを開催し、土日の2日間で81名の方々が会場からバスで旧住友炭鉱を見学し、赤平の歴史を体験していただいたところでございます。また、特別講演として「笑点」でおなじみの落語家、三遊亭円楽氏をお迎えし、「笑いある人生」と題して講演会を開催し、約500名のお客様にお越しいただき、話の展開のおもしろさに終始笑いの絶えない講演会となりました。好天に恵まれ3日間で9,663の方が観覧され、蘭の観賞やイベント、食を楽しみ、赤平を満喫していただいたと感じております。この間、実行委員会を初め、多くの企業、団体、関係機関、そして市民の皆様のご協力によりまして盛大に終了することができましたことに心から感謝申し上げます。

今後も市民に親しまれ、楽しんで参加していただけるイベントづくりに努めてまいります。

次に、健康暮らしを考えるまちづくり講演会について申し上げます。市民が地域活動を通じたつながりの中で、身体的、精神的な健康維持、向上させ、健康暮らしができるまちづくりの推進を目的として、5月17日、交流センターみらいにおいて健康暮らしを考えるまちづくり講演会を開催し、63名の参加をいただいたところであります。講師には、東日本大震災後の医療支援で岩手県陸前高田市の県立高田病院に赴任し、仮設住宅での生活、不活発病を予防することを目的に、被災者の活動支援のため農園プロジェクトに取り組んだ医療法人王子総合病院医師の高橋祥氏をお招きし、陸前高田市の被災の状況、農園プロジェクトでの活動支援に至った経緯や地域でのつながりの大切さについてご講演をいただいたところであります。講演会を通じまして、参加された市民の皆様、職員につきましても、これからも健康で暮らすためのヒントになったと感じているところであり、今後のまちづくりに期待を寄せるところであります。

次に、赤平市地域見守り活動に関する協定締結について申し上げます。5月22日に株式会社北海道新聞小松販売所と赤平市地域見守り活動に関する協定を締結いたしました。これによりまして、今後は北海道新聞小松販売所が行う配達等の業務において、訪問先で従業員が異変などを発見した場合に赤平市へ連絡をいただけるもので、市内に住んでいる高齢者や体に障がいがある方などの要配慮者が特別な配慮を受けられるようになります。さきに締結しました郵便局やコンビニエンスストア等との見守り活動とあわせ、市民の安心で安全な暮らしを進める上でも、また一つ前進できたものと考えております。

次に、空知川治水促進期成会の設立について申し上げます。昨年の8月には1週間に3つの台風が北海道に上陸し、その後台風10号が北海道に接近したため、空知川流域にも多大な被害を及ぼしました。このことを受け、国に空知川流域の現状を伝え、治

水対策などの要望を行うため、本年5月10日に空知川本流沿岸5市1町をもって空知川治水促進期成会を設立したところであります。期成会会長には当市赤平市長、副会長には南富良野町長が選任され、また期成会の円滑な運営を図るため、各市町の担当者をもって構成する幹事会も設置されたところでございます。5月26日には、北海道開発局及び札幌開発建設部に設立の報告並びに空知川の治水対策について意見交換会を行い、6月8日、9日には中央要望といたしまして国土交通省、財務省、北海道選出国会議員への要望行動を通じ、治水予算の安定的な確保、空知川の治水関係事業の強力な推進がなされるよう要請してまいりました。

次に、交通安全運動について申し上げます。春の全国交通安全運動は、4月6日から15日までの10日間、延べ1,623名の市民の皆様のご協力のもとに展開したところであります。運動期間中は、早朝交通安全街頭啓発を初め、交通事故死ゼロを目指しての交通安全祈願祭や旗の波作戦、効果的な運動を実施いたしました。本年に入り、北海道では交通事故件数、負傷者数ともに減少しておりますが、本市におきましては交通事故件数が昨年に比べ増加傾向となっております。今後も交通事故死ゼロ2,000日を目標に交通安全を推進し、安心安全な地域づくりを市民の皆様とともに形成していき、交通事故による犠牲者が出ないよう取り組みを進めるところであります。

最後になりますが、工事の進捗状況につきましてはお手元の別紙のとおりでございます。

以上、市政の概要につきましてご報告をさせていただきましたが、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 次に、教育行政について報告を求めます。教育長。

○教育長（多田豊君）〔登壇〕 前定例会以降の教育行政の概要についてご報告をいたします。

初めに、学校教育関係について申し上げます。最初に、中学校統合についてであります。5月10日開

催の統合準備委員会において、通学体制の変更について協議、決定を行うとともに、統合中学校実施設計等について報告を行ったところです。あわせて統合準備委員会だよりとして町内会回覧や市ホームページへの掲載、さらには小中学校の保護者全員に配付し、周知を図ったところです。また、小学校統合につきましては、5月22日から市内7会場で開催されました春季住民懇談会において、小学校統合に関する赤平市立小中学校適正配置計画の変更について説明を行うとともに、地域住民の方々のご意見を伺ったところです。今後は、保護者説明会等を重ねて開催し、保護者及び地域住民の方々のご意見、お考えを伺いながら慎重に進めてまいります。

次に、市内小中学校の卒業式及び入学式についてであります。卒業式は、中学校が3月11日及び12日、小学校は3月18日に行われ、小学校3校で55名の児童、中学校2校では75名の生徒が学び舎を後にしました。また、入学式は4月6日に行われ、新入学児童48名、中学校進級者53名となっております。なお、赤平幼稚園においては卒園式が3月15日に行われ、21名が卒園し、入園式が4月10日に行われ、15名が入園したところです。

次に、平成29年4月1日付で教職員の人事異動についてであります。本年度は退職者5名を含む転出教職員18名に対し、転入教職員16名を受け入れたところです。また、学級編制の状況についてであります。3月定例会におきまして平成29年度の児童生徒数及び学級編制の見込みについて申し上げましたが、5月1日現在、小学校においては児童数が329名で普通学級18学級、特別支援学級7学級の合計25学級となり、中学校においては生徒数が191名で普通学級8学級、特別支援学級5学級の合計13学級として認可を受けたところです。また、幼稚園の編成状況についてであります。赤平幼稚園は3歳児14名、4歳児12名、5歳児25名の3学級で、合計51名となったところです。

次に、赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略の施策として昨年度より制度を開始しました人材育成

・定住促進奨学金についてであります。本年度の申請者10名につきましては、5月25日開催の第6回教育委員会において審議し、申請者10名全員の決定を行ったところです。決定者10名の内訳は、高校生2名、専門学校生3名、短期大学生1名、私立大学生4名となっており、昨年度からの継続者と合わせると奨学生は24名となったところです。なお、当面継続予定の現行制度、赤平市奨学資金につきましては本年度の申請者はおりませんでした。また、高等学校等通学費等支援事業につきましては、5月中旬に対象者と思われる保護者宛てに申請の勧奨通知を行い、申請の受け付けを行っているところです。

次に、文部科学省の全国学力・学習状況調査についてであります。4月18日に全国一斉に実施されました。ことしで11回目となりますこの調査は、市内全小中学校の該当学年である小学校6年生と中学校3年生を対象とした悉皆調査であり、予定どおりに実施されたところです。集計する文部科学省による調査結果の発表については、8月末ごろとなっております。市教委では学力向上対策には迅速な対応が必要との判断から、全小中学校に対して正式な調査結果を待たずに各学校において独自に採点することにより、その傾向を速やかに把握するよう指示をしたところです。また、ことしも赤平市学力向上委員会を中心に状況の把握と赤平市学力向上プランによる学力向上策を講じてまいります。あわせて道教委の事業でありますほっかいどう学力向上推進事業、授業改善等支援事業において、市内小中学校から1校が拠点校として道教委の指定を受け、同時にその他の学校においても同様の取り組みを進めることにより、全児童生徒の学力の底上げを図ってまいります。

次に、コミュニティ・スクールについてであります。将来的に学校運営協議会に発展させることを目的とした学校運営全体を協議する学校関係者評価委員会を発足させ、会を構成する保護者代表、学校評議委員、地域住民、地元企業関係者、学校関係者による第1回赤平市学校関係者評価委員会を6月7日

に開催し、今後の推進日程及び各学校への訪問計画等について協議をしていただいたところです。

次に、市内各小学校の運動会及び各中学校の体育大会についてであります。赤平中学校、赤平中央中学校両校の体育大会が5月30日に、赤間小学校の運動会が6月3日に、茂尻小学校、豊里小学校、両校の運動会が6月4日に開催されました。両中学校が雨天による順延での開催となり、全小学校が小雨まじりの肌寒い天候の中での開催となりましたが、各校の児童生徒は仲間とともに協力し合い、各種目において元気いっぱい全力で取り組んでおりました。なお、赤平幼稚園の運動会は6月18日に開催する予定となっております。

次に、社会教育関係でございますが、最初に第10回みらいまつりについて申し上げます。4月1日、2日の両日に交流センターみらいで開催されました。絵画、陶芸、手芸、短歌、俳句などの展示と、2日には日舞、民謡、歌謡、ダンスなどの芸能部門の発表を行い、関係者はもとよりも多くの市民にも鑑賞していただき、盛会裏に終了いたしました。

次に、炭鉱遺産公園について申し上げます。地元企業の有限会社三樹工業様よりソメイヨシノの桜の苗木100本の寄贈を受け、5月20日に市内小中学生27名に参加をいただき、将来の思い出の地につながるようズリ山展望広場記念植樹会を開催し、植樹をしていただきました。当日は天候にも恵まれ、子供たちも楽しみながら作業に当たっておりました。また、旧住友赤平炭鉱施設の見学につきましては、随時申し込みのほかに本年度も5月17日から月2回の定期公開を開始したところです。

次に、ふるさと少年教室について申し上げます。青少年健全育成事業として市内小学校の4年生から6年生を対象にリーダー養成を目的とした研修を毎年行っておりますが、本年度も6月10日に開校し、9月中旬までの間、市内外の施設見学や宿泊研修、野外体験学習など、全5回の研修を実施してまいります。

次に、社会体育関係であります。虹ヶ丘球場、

市営テニスコート、住友河畔パークゴルフ場、翠光苑パークゴルフ場につきましては、5月1日にオープンをいたしました。赤平パークゴルフ場につきましては昨年の災害の影響によりCコースのみ5月3日にオープンをしておりますが、Aコース並びにBコースに関しましては復旧作業が終了次第開放する予定となっております。また、子供体力測定、走り方教室につきましては、本年度も北翔大学との包括連携協定事業として5月13日に開催し、市内の小中学生43名に参加をいただき、当日は天候にも恵まれ、中央中学校グラウンドでの走り方教室に始まり、体力測定2種目を行った後、総合体育館において6種目、計8種目の測定を行い、大学教授並びに学生の指導協力のもと無事終了し、今後の子供たちの体力向上に寄与することを期待するところであります。

次に、東公民館関係について申し上げます。東公民館を利用し、活動していただいている同好会やサークルの皆様が日ごろの練習の成果を発表し、交流を図ることを目的とした第33回東公民館まつりが3月11日、12日の両日開催されました。俳句、手芸、写真の展示を初め、太極拳、大正琴、ダンスや空手、演舞、赤平火太鼓などの発表が行われ、大勢の観客にご来場いただき、盛会裏に終了したところであります。また、北海道エアロビック連盟の専門指導員による健康事業といたしまして、気軽に楽しく健康増進を図るため、音楽に合わせたエクササイズを行うリズムウォーキングが6月1日から開催されており、7月6日までの5回にわたり実施される予定となっております。

以上、教育行政の概要についてご報告をさせていただきました。ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 日程第5 議案第210号赤平市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課

長。

○総務課長（熊谷敦君）〔登壇〕 議案第210号 赤平市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成28年12月22日に示されました子育てワンストップサービス実現に向けた地方公共団体向けガイドラインにおきまして、条例等に基づく手続で書面により行うことが定められたものをマイナポータルでも行うためには、オンライン化を可能とすべく必要な規定を含ませた行政手続における情報通信の技術の利用に関する条例、いわゆるオンライン化条例の制定を行う必要があるとされており、既に国や道でも制定されておりますことから、本条例を制定するものでございます。

以下、条ごとにご説明申し上げます。

第1条につきましては、市民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資するといったしまして、条例の目的を規定したものでございます。

第2条につきましては、条例等の市の機関等、書面等、署名等、電磁的記録、申請等、処分通知等、縦覧等、作成等、手続等について、それぞれ意義を定めたものでございます。

第3条につきましては、条例等により書面で行うこととされている申請等を個別条例等を改正せずに当該申請等のオンライン化等ができる旨を規定するなど、電子情報処理組織による申請等について定めたものでございます。

第4条につきましては、処分通知等のオンライン化等を可能とする旨を規定するなど、電子情報処理組織による処分通知等について定めたものでございます。

第5条につきましては、市民等から届け出された書面等を公衆の縦覧に供するなどの縦覧、閲覧等に関する手続も存在しており、申請等や処分通知等のオンライン化等と同様に規則で定める方法により電子化をすることが可能である旨を規定するなど、電

磁的記録による縦覧等について定めたものでございます。

第6条につきましては、書面等により作成、保存することとしている台帳や登録簿等について、個別の条例等を改正せずに規則で定める方法によりコンピューター等の利用による当該書面等に係る電磁的記録の作成、保存をもって変えることができるなど、電磁的記録による作成等について定めたものでございます。

第7条につきましては、市が市の機関等に係る手続等のオンライン化等の推進を図るために、情報システムの整備、その他必要な措置を講じることについての努力義務について規定するなど、市の手続等に係る情報システムの整備等について定めたものでございます。

第8条につきましては、本条例に基づき、オンライン化等される申請等につきまして、少なくとも年1回公表するといったしまして、手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表について定めたものでございます。

第9条につきましては、条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるとした委任の規定でございます。

次に、附則でございますが、附則第1項といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものとし、附則第2項は赤平市行政手続条例の一部改正でございます。第8条の行政処分に関する理由の提示及び第32条の行政指導の方式に関しまして、電子申請及び処分通知等で行ったケースも適用されるよう、字句の追加をするものでございます。

以上、ご提案を申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。
五十嵐議員。

○2番（五十嵐美知君） 今の説明でおおむねそうなのかなという実感がちょっと薄いものですから、もう一度確認したいのですけれども、この条例の目

的の中に市民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とするという、この目的なのですけれども、このことはどのような効果を期待し、またこの点についてもう少し具体的にちょっと示していただきたいなと思います。

○議長（北市勲君） 総務課長。

○総務課長（熊谷敦君） お答えをさせていただきます。

行政手続等について、これまでの書面等によることに加えまして、インターネット等で接続したオンラインシステムを利用して申請、届け出や処分通知等の行政手続を行うことのほか、縦覧や閲覧を書面に書いてパソコン等を利用して行うことにより、利便性の向上や行政運営の効率化につながるということで考えております。

以上でございます。

○議長（北市勲君） ほかにありませんか。木村議員。

○1番（木村恵君） 7条関係についてちょっとお伺いしますが、市の手続等、情報システム整備の努力義務という説明でしたけれども、こういったシステムの整備に関して交付税措置等、これはされるものなのかお伺いします。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（井波雅彦君） 交付税措置についてでございますが、子育てワンストップもこの制度を利用しながら活用するというふうに内閣府のほうでは求められております。それで、私たちの今得ている情報でございますが、システムの改修、それからシステムの整備につきましては今のところは交付税のほうで見ていただけという方向で、国のほうでは情報を得ているところでございます。

○議長（北市勲君） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第210号につ

いては、行政常任委員会に付託いたします。

○議長（北市勲君） 日程第6 議案第211号赤平市情報公開条例及び赤平市個人情報保護条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（熊谷敦君） 議案第211号赤平市情報公開条例及び赤平市個人情報保護条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

昨年5月に行政機関の保有に関する個人情報の保護に関する法律において、個人情報の定義の明確化や要配慮個人情報の定義の追加が行われ、また行政機関の保有する情報の公開に関する法律においても個人情報の定義の明確化に関する改正が行われましたことから、法改正の趣旨を踏まえた見直しが必要であり、赤平市情報公開条例及び赤平市個人情報保護条例の一部を改正するものでございます。

条例改正の内容につきまして、別紙参考資料の対照表によりご説明申し上げます。

第1条関係は、赤平市情報公開条例の一部改正でございますが、第2条につきましては用語の意義を規定しておりますが、法の改正により電磁的記録について定義されましたことから字句等を改めるものでございます。

第8条につきましては、不開示情報について定められておりますが、第2条の改正と同様、電磁的記録について加える等から字句を改めるものでございます。

第2条関係は、赤平市個人情報保護条例の一部改正でございますが、第2条につきましては用語の意義を規定しておりますが、法の改正により電磁的記録や個人識別符号、要配慮個人情報等について定義されますことから号を追加するなど改めるものでございます。

第6条につきましては、個人情報取扱いの範囲について定められておりますが、要配慮個人情報について定義されましたことなどから字句を改めるものでご

ざいます。

第7条につきましては、個人情報取扱事務の処理及び閲覧について定めておりますが、個人情報取扱事務登録簿に記載する事項に要配慮個人情報について加えるため号を追加するものでございます。

第30条につきましては、罰則について定めてございますが、字句を統一するため改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。
木村議員。

○1番（木村恵君） 211号なのですけれども、第2条関係ですけれども、第6条の2項中、現行では取り扱ってはならないということで、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報とありました。それを第2条4号にある改正のほうの要配慮個人情報の内容に置きかえるというものだと思います。そこで、思想という文言と宗教という文言にかわる言葉が改正案には入っておりませんが、取り扱えるということになるのか確認をします。

○議長（北市勲君） 総務課長。

○総務課長（熊谷敦君） お答えをさせていただきます。

個人情報保護法ガイドラインによりますと、思想、信条等につきましては要配慮個人情報に含まれており、これまでと同様のものとしておりますので、ご理解をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君） 要配慮個人情報に含まれるということなのですけれども、そもそも取り扱いがあるのかということなのですが、例えば何らかの団体に入っていたりして、申請などをすればそういったもの

が情報としてあると思うのですが、それ以外はちょっと思いつかないのです。それで、それ以外にそういったものはないという認識でよろしいでしょうか、確認です。

○議長（北市勲君） 総務課長。

○総務課長（熊谷敦君） 先ほども申し上げましたけれども、今までどおりということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君） その思想であったり、信教であったりということは憲法でそれぞれ保障されている権利であり、そもそも個人情報として取り扱うこと自体が私は必要がないのではないかと考えています。要配慮個人情報というところから文言が抜けた、削除されたということで懸念が生じますので、今のご答弁ではあくまで文言はないが今までと同じく取り扱うということで確認とれましたので、理解しました。ありがとうございます。

○議長（北市勲君） 五十嵐議員。

○2番（五十嵐美知君） 今の211号の参考資料のところに定義の中で、第2条で（2）、マイクロフィルム及び電磁的記録の中で、電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）とか、わかるような、わからないような文面も感じられたので、もっとこの定義について具体的に説明してほしいです。よろしくお願いいたします。

○議長（北市勲君） 総務課長。

○総務課長（熊谷敦君） 定義の関係でございますけれども、まず電磁的記録の關係の電子的方式、これは一般的にCDですとかDVD、そういうものを電子的方式と申します。それと電磁的方式、これはハードディスクですとかフロッピーディスク、これを電磁的方式というふうに言われております。知覚的にというのは、そういうふうなディスクを見ても何が書いてあるかわからないというようなことで、知覚的にというような表現しているというふうに思います。

以上でございます。

○議長（北市勲君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第211号については、行政常任委員会に付託いたします。

○議長（北市勲君） 日程第7 議案第212号赤平市財政調整基金条例等の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（熊谷敦君）〔登壇〕 議案第212号赤平市財政調整基金条例等の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

地方自治法第233条の2及び地方財政法第7条に基づき、決算時における歳入歳出剰余金を翌年度繰越金に予算計上せず、直接基金へ積み立てることができる条項を新設し、剰余金の2分の1以上の額を基金へ積み立てを行うことにより、今後予想される大型建設事業や事業実施の際に借入する地方債の償還に伴う財源確保並びに各会計における長期的な財政の安定化を図ることを目的として、所要の改正を行うものでございます。

条例の改正の内容につきまして、別紙参考資料の対照表よりご説明を申し上げます。

第1条関係は、赤平市財政調整基金条例の一部改正でございますが、第2条につきましては積み立てについて定めておりますが、第1項として予算で定める規定を定め、第2項として剰余金を基金に編入できる規定を整備するため条項を改めるものでございます。

第2条関係は、赤平市減債基金条例の一部改正でございますが、財政調整基金条例の一部改正と同様、第2条の見出しを改め、第2項を追加するものであります。

第3条関係は、赤平市介護給付費準備基金条例の

一部改正でございますが、第1項として予算で定める規定を定め、第2項として剰余金を基金に編入できる規定を整備するため条項を改めるものでございます。

第4条関係は、赤平市国民健康保険事業財政調整基金条例の一部改正でございますが、介護給付費準備基金条例の一部改正と同様、第2条を改め、他の基金条例の表記と整合性を図るため第4条の字句を改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、ご提案を申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（北市勲君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。木村議員。

○1番（木村恵君） 212号について質疑をいたします。

長期的な財政の安定化ということで、決算剰余金にルールをもってそれぞれの基金に積み立てていくという条例の改正案です。3月の予算委員会での答弁から大変早い提案であり、将来に対する責任ある決断で評価されると思います。

そこで、平成28年度決算見込みにおいて、減債基金、国保事業財政調整基金、介護給付費準備基金、それぞれどのくらいの積み立て予定になりますか、財政課長。

○議長（北市勲君） 財政課長。

○財政課長（尾堂裕之君） お答えいたします。

地方財政法に基づきまして、決算剰余金のうち2分の1を下回らない金額ということで、ほぼ2分の1の金額を積み立てる予定であります。その内訳ですが、一般会計は1億3,500万円を減債基金へ、国保会計は2,600万円を国民健康保険事業財政調整基金へ、介護会計は1,656万3,000円を介護給付費準備基金へそれぞれ積み立てを行う予定となっております。よろしく願いいたします。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番(木村恵君) 起債がふえていく傾向にありますので、まずは減債基金というのは今までゼロでしたから、当然かなというふうに思います。国保もまた都道府県化が平成30年に控えていますから、今回タイミングとしても大変いいのかなというふうにも思っております。起債のほうもしっかりと優先順位決めて行っていただきたいことだけ申し上げて終わります。

○議長(北市勲君) ほかにありませんか。
(「なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
ただいま議題となっております議案第212号については、行政常任委員会に付託いたします。

○議長(北市勲君) 日程第8 議案第213号赤平市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(熊谷敦君) [登壇] 議案第213号赤平市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

子ども・子育て支援法第34条及び第46条により公費の給付対象となる特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営につきましては、国の基準、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を踏まえ、市町村の条例で定めることとされておりますが、このたび支給認定証の任意交付化から特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が改正されましたことから、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、別紙参考資料の対照表によりご説明申し上げます。

第8条につきましては、受給資格等の確認について定めておりますが、さきに申し上げましたとおり

支給認定証が任意交付と改正されたことに伴いまして、字句を追加するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、ご提案を申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(北市勲君) 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。
(「なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。
ただいま議題となっております議案第213号については、行政常任委員会に付託いたします。

○議長(北市勲君) 日程第9 議案第214号赤平市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(熊谷敦君) 議案第214号赤平市国民健康保険条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

国民健康保険税の算出項目につきましては、標準基礎分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分の3項目から構成されておりますが、それぞれで収支均衡を図ること並びに適正な応益応能の負担割合となること、なおかつ被保険者の負担軽減を目的といたしまして、今般国民健康保険運営協議会におきまして、それぞれ項目ごとに保険税率や保険税額につきましてご審議いただき、さらに地方税法施行令の一部を改正する政令が平成29年3月31日に公布され、低所得者世帯に対する国民健康保険税の軽減判定の所得基準額を引き上げるとされましたことなどから、所要の改正を行うものでございます。

以下、改正の内容につきまして別紙参考資料の対照表によりご説明申し上げます。

第10条につきましては、基礎課税額に係る所得割の規定で8.86%から8.68%に保険税率を改めるもの

です。

第11条につきましては、基礎課税額に係る均等割の規定で保険税額を1万5,700円から1万5,400円へ改めるものです。

第12条につきましては、基礎課税額に係る平等割の規定で保険税額を1万200円から9,500円、特定世帯については5,100円から4,750円、特定継続世帯については7,650円から7,125円にそれぞれ改正するものであります。

第13条につきましては、後期高齢者支援金等課税額に係る所得割の規定で、4.02%から4.64%に保険税率を改めるものです。

第14条につきましては、後期高齢者支援金等課税額に係る均等割の規定で、保険税額を6,900円から7,900円へ改めるものです。

第14条の2につきましては、後期高齢者支援金等課税額に係る平等割の規定で、保険税額を4,400円から5,000円に、特定世帯については2,200円から2,500円、特定継続世帯については3,300円から3,750円にそれぞれ改正するものであります。

第15条につきましては、介護納付金課税額に係る所得割の規定で、3.80%から4.72%に保険税率を改めるものです。

第16条につきましては、介護納付金課税額に係る均等割の規定で、保険税額を9,300円から1万1,800円へ改めるものです。

第30条につきましては、国民健康保険税の減額について定めておりますが、第9条の限度額の改正に伴う字句の改正を行うほか、5割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を27万円とし、2割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を49万円とすることから字句を改めるものであります。

次に、附則でございますが、附則第1項といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用するものとし、附則第2項につきましては、改正後の赤平市国民健康保険条例の規定は、平成29年度以後の年度分国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税に

ついては、なお従前の例によるとして、適用区分を規定したものであります。

以上、ご提案を申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。木村議員。

○1番（木村恵君） 214号について質疑します。

医療分が下がり、後期高齢者支援分、介護納付金分がそれぞれトータルでは上がっているということですが、先月行われた国保運営協議会では後期、介護いずれも単体で充足できるよう見直しましたが、被保険者の負担が増大することから医療費分を見直し、トータルで税負担の緩和をするよう税率を決めたという説明があったと聞いています。ここは一定の評価が得られると思うのですが、国保の加入者の軽減を受けている、今回軽減の限度額上がりましたが、割合というのはどのぐらいになっているのか、市民生活課長。

○議長（北市勲君） 市民生活課長。

○市民生活課長（町田秀一君） 国保加入者の軽減を受けている割合でございますけれども、平成29年4月1日現在の仮算定でございますけれども、1,854世帯、2,571人の加入で、そのうち1,484世帯、2,031人が軽減の対象となっておりまして、世帯で80%、人数で79%を占める状況となっております。

以上でございます。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君） ということですよ。やっぱり8割の方が軽減を受けているということで、圧倒的に低所得の方がいるということになると思います。そこで、滞納や短期証の発行の件数というのが今どうなっているかお聞きしたいと思います。

○議長（北市勲君） 市民生活課長。

○市民生活課長（町田秀一君） 滞納の状況でございますけれども、平成28年度末で116世帯、189人という状況になってございまして、短期証につきまし

ては平成29年4月現在で22世帯、38人に対し交付しているところでございます。

以上でございます。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君） やはり決して少なくない方が滞納や短期証という払えないということになっているのだと思います。負担を減らしてそういった状況を改善するには、やはり税額を下げるしか方法はないのではないかと思います。そうすると法定外繰り入れというものが伴うということになると思いません。市町村の判断で行うことができると先日も道議会で認められてはいますが、実際は国や道も段階的な解消というのを求めていますし、赤平市では赤字解消分をやめてから、終わってから法定外繰り入れはしていないという状況で、これからまた法定外繰り入れのほうに行くのはなかなか逆風が強いのかなというふうにも思います。しかし、住民を身近に接する市町村が負担軽減の努力を行うのは住民福祉の増進を図る自治体として当然のことであり、検討していくべきだと私は考えます。低所得の方が圧倒的にいるので、相互扶助の精神で加入者同士が支え合うのは基本と言われましても、これやっぱり前提が崩れているのだと思います。そういったことから、国や道に支援の強化を求めていくべきだと思いますが、市民生活課長、どうでしょうか。

○議長（北市勲君） 市民生活課長。

○市民生活課長（町田秀一君） 国や道に市の強化を求めるということについてでございますけれども、これまで実施してきております特定健診の受診率の向上やジェネリック医薬品の普及促進などの取り組みを継続いたしまして、医療費の適正化につなげていきたいと考えておりますし、その結果国、道の調整交付金などを確保いたしまして税負担の軽減につながればと考えているところでございます。また、来年度より市長会等からの要望もございまして、国は子ども医療費を助成している自治体に対する国庫負担金の減額措置、いわゆるペナルティーでございまして、未就学児までに限り廃止する

ということをしておりますが、今後におきましても引き続き全国市長会等を通じまして、これらを含めまして国等に対し支援の強化等を要望してまいりたいというふうに考えているところでございます。

よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第214号については、行政常任委員会に付託いたします。

○議長（北市勲君） 日程第10 議案第215号工事契約の締結について（統合中学校建設工事 建築主体（校舎・渡り廊下棟））を議題といたします。地方自治法第117条の規定により、植村議員の退席を求めます。

（植村議員退席）

○議長（北市勲君） 本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（熊谷敦君） [登壇] 議案第215号工事契約の締結について（統合中学校建設工事 建築主体（校舎・渡り廊下棟））につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

統合中学校建設工事につきましては、平成30年度に統合する統合中学校の校舎、屋内体育館の新築に伴うもので、予算につきましては平成29年度、平成30年度の継続事業として3月開催の第1回定例会においてご承認をいただいております。契約の方法につきましては、4月26日告示の制限付一般競争入札の公告に基づき、参加資格の申し込みがありました地元建設業者で構成されました3つの特定建設工事共同企業体により5月29日に入札を執行したところでございます。

議案第215号工事契約の締結について（統合中学校建設工事 建築主体（校舎・渡り廊下棟））について、下記のとおり契約を締結するため、議会の議

決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する
条例第2条の規定により、議会の議決を求めるもの
であります。

記といたしまして、1、契約の目的、統合中学校
建設工事、建築主体（校舎・渡り廊下棟）。

2、契約の方法、制限付一般競争入札。

3、契約金額、金11億9,556万円。

4、契約の相手方、西出・植村・丸宮特定建設工
事共同企業体で、代表者、構成員につきましては記
載のとおりでございます。

なお、工事の場所、工期、工事の概要及び予定価
額1億5,000万円未満のその他工事につきましては
は、別紙参考資料に記載のとおりでありますので、
説明を省略させていただきます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議
賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております
議案第215号については、会議規則第36条第3項
の規定により、委員会の付託を省略したいと思
います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第215号については、委員会の付託
を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第215号について採決をいたしま
す。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませ
んか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

（植村議員入場）

○議長（北市勲君） 日程第11 議案第216号工事
契約の締結について（統合中学校建設工事 建築主
体（体育館棟））を議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課
長。

○総務課長（熊谷敦君） [登壇] 議案第216号
工事契約の締結について（統合中学校建設工事 建
築主体（体育館棟））につきまして、提案の趣旨を
ご説明申し上げます。

さきにご提案しました議案第215号と同様、統合
中学校建設工事ではありますが、4月26日に告示の制
限付一般競争入札の公告に基づき、参加資格の申し
込みがありました地元建設業者で構成されました3
つの特定建設工事共同企業体により5月29日に入札
を執行したところでございます。

議案第216号工事契約の締結について（統合中
学校建設工事 建築主体（体育館棟））について、下
記のとおり契約を締結するため、議会の議決に付す
べき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2
条の規定により、議会の議決を求めるものでありま
す。

記といたしまして、1、契約の目的、統合中学校
建設工事、建築主体（体育館棟）。

2、契約の方法、制限付一般競争入札。

3、契約金額、金8億1,000万円。

4、契約の相手方、むらかみ・和泉・佐々木特定
建設工事共同企業体で、代表者、構成員につきまし
ては記載のとおりでございます。

なお、工事の場所、工期、工事の概要につきまし
ては、別紙参考資料に記載のとおりでありますので、
説明を省略させていただきます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審
議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第216号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第216号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第216号について採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長(北市勲君) 日程第12 議案第217号工事契約の締結について(統合中学校建設工事(空気調和換気設備))を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、植村議員の退席を求めます。

(植村議員退席)

○議長(北市勲君) 本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(熊谷敦君) [登壇] 議案第217号工事契約の締結について(統合中学校建設工事(空気調和換気設備))につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

さきにご提案しました議案第215号、第216号同様、統合中学校建設工事ではありますが、4月26日告

示の制限付一般競争入札の公告に基づき、参加資格の申し込みがありました地元建設業者で構成されました3つの特定建設工事共同企業体により5月29日に入札を執行したところでございます。

議案第217号工事契約の締結について(統合中学校建設工事(空気調和換気設備))について、下記のとおり契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

記といたしまして、1、契約の目的、統合中学校建設工事(空気調和換気設備)。

2、契約の方法、制限付一般競争入札。

3、契約金額、金2億2,172万4,000万円。

4、契約の相手方、石川・植村特定建設工事共同企業体で、代表者、構成員につきましては記載のとおりでございます。

なお、工事の場所、工期、工事の概要につきましては、別紙参考資料に記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

以上、ご提案を申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(北市勲君) 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第217号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第217号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第217号について採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

(植村議員入場)

○議長(北市勲君) 日程第13 議案第218号滝川地区広域消防事務組合規約の変更についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(熊谷敦君) [登壇] 議案第218号滝川地区広域消防事務組合規約の変更につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

滝川地区広域消防事務組合につきましては、3市2町をもって組織され、消防に関する事務を共同で処理しているところでありますが、今般滝川地区広域消防事務組合消防本部滝川消防署庁舎新築移転に伴い、組合の事務所の位置が変更となるため、当該規約を変更いたしますことから、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるところでございます。

規約の改正内容につきまして、別紙参考資料の対照表によりご説明申し上げます。

第4条につきましては、組合の事務所の位置について定めておりますが、移転新築に伴い事務所の位置が変更になることから、字句を改めるものでございます。

附則といたしまして、この規約は、平成29年9月1日から施行するものであります。

以上、ご提案を申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(北市勲君) 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第218号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第218号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第218号について採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長(北市勲君) 日程第14 議案第219号赤平市過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(熊谷敦君) [登壇] 議案第219号赤平市過疎地域自立促進市町村計画の一部変更につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

赤平市過疎地域自立促進市町村計画の一部を別紙のとおり変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定により、議会の議決を求めるところでございます。

赤平市過疎地域自立促進市町村計画につきましては、平成28年3月に議決をいただき、この計画に基づき諸施策を実施しているところでございますが、

財政上の特別措置を受けるため、事業内容の変更や事業の追加を内容といたしまして、本計画の一部を変更するものでございます。

なお、赤平市過疎地域自立促進市町村計画の変更に伴う北海道への事前協議につきましては、既に協議書を提出させていただいております、異議のない旨の通知をいただいております。

以下、変更の内容につきまして別紙によりご説明申し上げます。2、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進、(6)、電気通信施設等情報化のための施設、その他の情報化のための施設につきましては、事業主体を市といたします公衆無線LAN環境整備事業を追加するものであります。

次に、4、高齢者等の保健及び福祉の向上、及び増進、(3)、児童福祉施設、児童館につきましては、事業主体を市といたします児童館整備事業を追加するものであります。

次に、6、教育の振興、(3)、集会施設、体育施設等、集会施設につきましては、事業主体を市といたしますコミュニティセンター等整備事業を追加するものであります。

以上、ご提案を申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(北市勲君) 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。植村議員。

○3番(植村真美君) ただいまご説明ありました交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進ということで、公衆無線LANの環境整備事業というふうに掲げられているのですが、この目的というか、どのような形の公衆無線LANの環境整備になるかということと、事業規模ということがわかりましたら教えていただきたいと思います。

○議長(北市勲君) 企画課長。

○企画課長(島山渉君) 公衆無線LAN環境整備事業についてお答え申し上げます。

場所につきましては、平岸地域の複合施設と、それから市の防災拠点となります市役所庁舎に付随す

る駐車場において大規模災害の発生時につきましては地域住民の避難が想定されますことから、これらの施設における安定した情報の入手手段の確保のために整備するものでございます。施行の中身についてでございますけれども、全体の計画といたしましては平成29年度でございます、本工事費が1,694万8,000円、設備委託については369万8,000円となっております。対象外の部分もございまして、設備の委託につきまして79万5,000円、合わせますと2,144万1,000円となっております。

以上です。

○議長(北市勲君) ほかにありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第219号については、行政常任委員会に付託いたします。

○議長(北市勲君) 日程第15 議案第220号平成29年度赤平市一般会計補正予算、日程第16 議案第221号平成29年度赤平市国民健康保険特別会計補正予算、日程第17 議案第222号平成29年度赤平市霊園特別会計補正予算を一括議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長(尾堂裕之君) [登壇] 議案第220号平成29年度赤平市一般会計補正予算(第1号)につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

別冊の補正予算書をごらんください。一般会計補正予算(第1号)につきましては、第1条で歳入歳出にそれぞれ1億5,616万8,000円を追加し、予算の総額を104億8,706万6,000円とするものであります。

なお、金額の増減を伴わない制度改正等に伴う名称変更及び財源補正につきましては説明を省略させていただきます。

初めに、歳出予算について説明申し上げますので、6ページをお願いいたします。2款1項7目財

産管理費64万3,000円の増額は、現在ソーラーパネル設置のために貸し付けを行っている旧住吉小学校跡地を借り受け者からの申し出により売却するための土地鑑定評価手数料及び市有地分筆測量委託料を計上するものであります。

14日市民生活費29万1,000円の増額は、4月18日発生の暴風被害による赤間生活館の倒木処理に要する委託料であります。

8ページをお願いいたします。3款1項3目老人福祉費の49万1,000円の増額は、暴風被害による寿の家茂尻栄町老人クラブ及び住友老人クラブ屋根並びに住友老人クラブ煙突の修繕料であります。

10ページをお願いいたします。4款1項2目生活習慣病予防費21万6,000円の増額は、マイナンバー制度に対応するため健康管理システムにおける個人情報データの副本登録に関する支援を行う経費として住民健康管理システムマイナンバー対応支援業務委託料を計上するものであります。

6目墓地管理費14万5,000円の増額は、暴風被害による茂尻墓地の倒木処理に要する委託料であります。

7目住友地区共同浴場69万7,000円の増額は、暴風被害による浴場屋根の修繕料であります。

12ページをお願いいたします。2項2目じん芥処理場費168万円の増額は、暴風被害による処理場倉庫及び車庫屋根等の修繕料であります。

14ページをお願いいたします。6款1項6目エルムの里ほろおか交流センター費200万8,000円の増額は、ほろおか交流センター裏手が土砂崩落したことにより、地すべり防止工事を実施するための工事請負費であります。

16ページをお願いいたします。7款1項1目商工業振興費2万9,000円の増額は、赤平山研修センター煙突のアスベストの囲い込み処理に要する修繕料であります。

18ページをお願いいたします。8款2項2目道路維持費32万4,000円の増額は、暴風被害による若木青葉通り、翠光苑通りの道路照明破損箇所補修に要

する工事請負費であります。

20ページをお願いいたします。3項2目河川改良費273万2,000円の増額は、融雪及び道路横断管閉塞の原因による日の出川増水復旧に要する工事請負費であります。

22ページをお願いいたします。5項1目住宅管理費461万1,000円の増額は、本町ほか4団地の除却に伴う持ち主不明の危険物置や車庫等の処理に要する経費として廃棄物処理手数料150万円、本年2月12日に発生した新町末広団地の火災により1棟10戸のうち当該住戸1戸の除却に要する経費として工事請負費311万1,000円を計上するものであります。

2目地域住宅建設費1億4,049万円の増額は、本町ほか4団地除却に伴う給水装置申し込み手数料として57万円、社会資本整備総合交付金の確定により春日第1団地6棟36戸の除却費として公営住宅新築工事2,556万円、本町団地3棟72戸の除却費として改良住宅新築工事8,244万円、曙西団地3棟18戸、平和団地5棟18戸及び旭団地1棟6戸の公的住宅除却工事3,192万円を計上するもので、その財源として土木費国庫補助金が充当されるものであります。

24ページをお願いいたします。10款1項2目事務局費100万円の増額は、本年度をもって閉校する赤平中央中学校の記念誌発行などに要する経費として、閉校記念協賛会補助金を計上するものであります。

26ページをお願いいたします。5項1目社会教育総務費31万3,000円の増額は、公民館煙突のアスベスト囲い込み処理に要する修繕料として2万9,000円、炭鉱遺産公園ガイダンス施設の建築確認申請手数料25万8,000円、給水工事手数料2万6,000円、計28万4,000円を計上するものであります。また、報酬45万4,000円の減額、報償費45万4,000円の増額につきましては、旧住友赤平炭鉱施設文化財化検討委員会報酬として当初予算計上しておりましたが、謝礼をお願いすることとなったために予算の組み替えをするものであります。

28ページをお願いいたします。13款1項4目霊園

特別会計繰出金49万8,000円の増額は、暴風被害による赤平霊園の倒木処理に要する委託料を繰り出すものであります。

戻りまして、4ページをお願いいたします。本補正の歳入といたしまして、地域住宅建設費に充当される国庫補助金として7,917万円、今回の補正に伴う歳入不足額を調整するため、繰越金として7,699万8,000円を増額するものであります。

続きまして、議案第221号平成29年度赤平市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、第1条で歳入歳出にそれぞれ8万4,000円を追加し、予算の総額を18億8,005万2,000円とするものであります。

6ページをお願いいたします。初めに歳出ですが、1款1項1目一般管理費48万6,000円の増額は、国民健康保険者の都道府県化に伴い必要となる高額医療費支給管理システム改修委託料であり、全額国庫補助金が充当されます。

8ページをお願いいたします。3款1項1目後期高齢者支援金の40万7,000円の減額は、平成29年度後期高齢者支援金の医療費分の確定に伴う負担金であります。

10ページをお願いいたします。4款1項1目前期高齢者納付金の5,000円の増額につきましても、同様に前期高齢者納付金の医療費分の確定に伴う負担金であります。

戻りまして、4ページをお願いいたします。本補正の歳入といたしまして一般管理費に充当される国庫補助金として48万6,000円、今回の補正に伴う歳入超過額を調整するため基金繰入金を40万2,000円減額するものでございます。

続きまして、議案第222号平成29年度赤平市霊園特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

霊園特別会計補正予算につきましては、第1条で歳入歳出にそれぞれ49万8,000円を追加し、予算の

総額を530万6,000円とするものであります。

6ページをお願いいたします。1款1項1目一般管理費の49万8,000円の増額は、4月18日発生の暴風被害による赤平霊園の倒木処理に要する委託料を計上するもので、その歳入といたしまして4ページ、一般会計繰入金を同額補正するものであります。

以上、議案第220号、第221号及び第222号につきまして一括してご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 説明が終わりました。

これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。植村議員。

○3番（植村真美君） 一般会計補正予算の関係の土木費の関係でございますけれども、22ページから23ページでございます。住宅管理費の中の役務費の中にいろいろと書いてあるのですけれども、公的住宅の整備ということで461万1,000円ということで、先ほど説明いただきました中に主に持ち主のいない家の危険な家屋ということでご説明がありました。それで、ちょっと先ほど私聞き取れなかったところもあるかもしれないのですけれども、この件数のもう少し詳しく教えていただきたいということと、今回危険な家屋の処理に至った経緯、そのあたりを教えてくださいたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（北市勲君） 建設課長。

○建設課長（高橋雅明君） 役務費の手数料につきまして、まず危険家屋と先ほどおっしゃられました。まず団地の除却に伴いまして危険な持ち主不明の物置、車庫、また周りにタイヤ等が投げられておりまして、その廃棄物手数料として150万円を計上させていただいております。それと、2月12日に新町末広団地におきまして火災が起きまして、1棟10戸のうち一番端にあります1戸がほぼ全焼となったということで、その除却工事と壁の張りかえですか、それを行うのに311万1,000円を計上させていただいております。

以上です。

○議長（北市勲君） 植村議員。

○3番（植村真美君） ありがとうございます。

先ほど持ち主不明の物置なのですけれども、何件ぐらいになるのかということをもう少し詳しく教えていただきたいというふうに思ったのと、例えば物置だとはいえ、その持ち主に対する確認の進め方とか、そのあたりの判断をもう少し詳しく教えていただきたく思います。よろしく願いいたします。

○議長（北市勲君） 建設課長。

○建設課長（高橋雅明君） 物置、車庫につきましては、かなり昔に建てられたものということで、いろんな方が、そこに入っていた方が使ったりしていたもの、または今空き家になっていて誰も使っていないというものでありまして、ちょっと今ここに細かく何件ありますということではできないのですけれども、とりあえず1個当たりで1万円を計上させていただきますまして、今回150戸取り壊しますので、150万円ということで計上させていただきます。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君） 一般会計の補正予算についてでありますけれども、資料の27ページです。款10項5目1ということで、27ページのほうに節12の役務費の手数料についてでありますけれども、これは前に建築確認申請ということで補正予算のはずなのですけれども、これについて中身についてちょっとお聞きしたいのと、それからなぜこの補正で上がらなければならなかったのかと、実はこれガイダンスの問題については3月に決まっているわけです。だから、これを補正にのせてという部分について、ちょっと説明していただきたいのですが。

○議長（北市勲君） 社会教育課長。

○社会教育課長（伊藤寿雄君） まず、補正の内容の内訳でありますけれども、建築確認等手数料という形で建築確認申請手数料、完了検査手数料、これを合わせて25万8,000円。また、給水工事手数料といたしまして2万6,000円の補正額を計上するもの

であります。また、工事等の予算が既に議決をいただいておりますが、今回この時期になったということではあります、ガイダンス施設の実施設計や工事請負費などに関しましては、国の地方創生拠点整備交付金、また補正予算債の財源確保や工期の観点から昨年12月、また本年3月の議会で予算議決をいただいておりますが、このたびの建築確認手数料並びに給水工事手数料につきましては、こうした財源が見込めず、また基本設計などを行っておりませんので、間もなく完成する実施設計によって500平米以内の490平米台の規模とすることが明らかとなりまして、建築確認手数料につきましては、面積によって手数料の金額が変わること、さらに給水工事手数料につきましても給水管の口径の長さによって金額が変わることから、工事契約を予定している7月前のこのたびの補正によって面積等の規模が確実に変わった、その内容をもって補正対応するということが可能ということで、このたび提案をさせていただいたという状況であります。

以上です。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君） 今の質問でちょっと理解はするのですけれども、しかしこれは早くにガイダンスの部分は起きていたわけですね。確認はされたのですけれども、その後という部分ちょっと解せないのは、これもっと後になれば別なのですけれども、すぐですから、ここのところは、これは設計のミスとか、それから手続手順の間違ひとか、そういうことで起きたというふうに私はとっているのですけれども、ちょっと説明の内容が、丁寧には説明してくれましたけれども、決まった後にすぐの議会で補正出てくるというのはちょっと解せないものですから、もう一回聞きたいのですけれども、同じことですか、答え。

○議長（北市勲君） 社会教育課長。

○社会教育課長（伊藤寿雄君） 先ほど申し上げましたように、財源等の見込みはないということで、どちらかという事務的な、形式的なものの手数料

ということになりますので、こういう財源、地方創生拠点整備交付金ということで、これを活用するために平成28年度予算で補正予算の議決をいただきまして、実際には繰越明許という形で平成29年度実施、また工事契約になるということで、このタイミングにきちっとしたその手数料の額の見込みが明らかになった段階で先ほど言いました工事契約前の締結前にこの補正予算を通すことによって対応できるということで、考え方によっては確かに工事のほうを500平米程度ということで想定しておりましたので、それで見込んで手数料を出しておくという考え方もないわけではありませんが、今言いました一般財源を活用するというので、より明確な数字がはっきりした段階において補正を行っても間に合うということでありましたので、今回提案させていただいたということですので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（北市勲君） 五十嵐議員。

○2番（五十嵐美知君） 10ページ、2目生活習慣病予防費の節13の委託料21万6,000円でありますけれども、これまでこの健康管理システムを今回のマイナンバー制度に対応するための支援業務委託料と思えますけれども、この運用上漏えいなどないような管理体制はどのようになっているのか伺いたしたいと思います。

○議長（北市勲君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（齊藤幸英君） お答えいたします。

マイナンバー制度の正式運用を7月に控えまして、当課が現在使用しております健康管理システムでございますが、それを使いまして災害発生時の要援護者支援を目的といたしまして、妊婦情報並びに被接種者及び他の自治体との情報共有を目的としました予防接種情報のコピー、副本と呼ばれるものでございますが、それを厚生労働省から指定されました中間サーバーに適宜送る作業が今後発生するということでございます。そのために正式運用前にシステム会社のシステムエンジニアによりまして、デー

タ漏れの防止のためのセキュリティ強化、さらには有力情報と伝達時の間違いやエラーが発生しないかの点検をしていただくとともに、個人情報の漏えい防止のために健康づくり推進係職員に対しまして中間サーバーへの送信業務の作業や操作手順の実地指導等を行ってもらうための委託料ということになっております。

以上です。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君） 6ページの2款1項7目財産管理費64万3,000円、旧住吉小学校跡地の分筆測量、土地鑑定ということですが、ソーラーパネルを設置されているところ、賃貸借しているところに売却の方向ということでしたが、詳しい経緯をお伺いしたいというのが1点と、20ページ、8款3項2目河川改良費273万2,000円、日の出川の道路横断管の復旧ということでしたが、全て復旧が完了したのかということと、これ再発防止も含めた復旧工事だったのかということの確認をしたい。

もう一点は、26ページ、10款5項1目社会教育総務費31万3,000円、うち12節役務費手数料28万4,000円、ガイダンス施設建築確認申請手数料25万8,000円と給水工事手数料2万6,000円、今ほども質疑ありましたが、まず今の説明ではちょっと納得できない部分があります。どちらもあらかじめわかっていたものだというような答弁もありました。と思うのです。面積というのは、500平米というのがもともと決まっていたし、管の径というのも口径によると言えますけれども、恐らく2種類、大きいほう、小さいほう、大きいほうを見積もっていれば問題なかったのではないかと思います。どちらもこういったあらかじめわかっていた状態で計画自体が急ぎ過ぎていた結果、確認がおろそかになって抜けていたミスではないかと思うのですが、もう一度ご答弁をいただきたいと思えます。

○議長（北市勲君） 財政課長。

○総務課長（熊谷敦君） 6ページ、財産管理費64万3,000円の増額に関しての経緯についてのご質問

ですが、旧住吉小学校の校舎跡地につきましては、平成28年4月1日にソーラーパネル設置のために西出興業より申し出がありまして、特に利用計画のない遊休地であったことから、求積により面積を算出、公有財産規則に基づきまして賃借料を算定し、同日より年額2万8,500円で賃貸借契約を締結しております。今般相手先より土地取得の申し出があったことから、市有財産要綱に基づきまして借地権設定者に対し随意契約で売り払うべく旧校舎とグラウンド用地を分けるための分筆測量及び該当箇所の不動産鑑定を行うものです。よろしくお願ひします。

○議長（北市勲君） 建設課長。

○建設課長（高橋雅明君） 日の出川の復旧工事費につきまして、273万2,000円を計上させていただいたところですが、これにつきまして道路横断している管は北海道で持っておりまして、そこからJRまでの間、その間につきましては一度整備をきれいにしまして、川がきちんと流れる状況にはなっております。また、これからも少し維持管理のほうにお金を入れていきたいかなと考えているところでございます。

○議長（北市勲君） 社会教育課長。

○社会教育課長（伊藤寿雄君） ガイダンス施設関連の手数料につきまして、特に500平米を超えるか超えないかによってこの手数料の金額が動くということがありまして、またあと水道管の関係につきましても40ミリを超えるか、超えないかということで手数料の金額が動いてまいります。そこで、先ほど申し上げましたが、多目に予算を組むという形ではなくて、実際に必要な予算を実施設計でそれが見通せた段階で行っても工事契約締結前には何とか間に合うということで、今回補正をさせていただくということではありますが、全体事業費等のことを考えますと既に調査委託料等を行ってまいりまして、こちらのほうで今後減額ということも出てまいりますので、全体事業費に対する影響という分は今回の手数料が総額予想になっているということではないということになってまいりますので、この点も含めてご理解いた

できればと思います。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君） 財産管理費については理解できましたが、賃貸借していたところに売却の方向ということですので、適正価格で透明性をもって行っていただきたいということ。河川のほうもやっぱり再発防止を、また起きてしまえばまた工事しなければならないので、そちらのほうを重点的にやっていただきたいということを申し上げたいと思います。あとガイダンス施設に関連するものですが、今ご答弁いただきましたが、いずれにしても面積は500平米ぐらいではないと建てるのが間に合わない、工期の段階でということもありましたし、給水に関してもあらかじめ予測はついたとは思いますが、当初にのせなかった理由にはやはりならないのかなというのが1点。

これ当初基本設計がなかったからというようなことを先ほどおっしゃっていましたが、そのとおりなのです。そういうふうな急いだ結果だと私は思いますが、普通は当初で計上されるべきものだと思うのですが、後からになったことで金額の変動などはありませんか。

○議長（北市勲君） 社会教育課長。

○社会教育課長（伊藤寿雄君） 今全体事業費をお示ししている2億5,580万円、この範囲を超えるということはございません。先ほど申し上げました入札等を行っている委託料関係がありますけれども、こちらのほうは予算よりは減額になっております。今回の補正額の28万円程度ですけれども、これを超えるということで事業費全体に対する影響という部分は発生はしてまいりません。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君） これ以上はふえることはないということを確認に答弁いただきました。ただ、これやはり22ページのものと同じだと思うのですが、国庫補助が確定したことによる計上、そのときに給水手数料等は上げられるべきだと私は思うのです。そういったことで、今これを超えることはな

い、2億5,000万円を超えることはないというお話でしたが、改めて今後このようなものが出てくることがないのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（北市勲君） 社会教育課長。

○社会教育課長（伊藤寿雄君） 100%という部分は言い切れる部分はありませんが、たださまざまな地盤調査等を含めて実施設計を行っておりますので、これを超えると、金額を新たに起きるということとはよほど突発的なことがない限りは想定されません。そして、先ほど申し上げました入札等での執行残等もありますので、事業費をさらに上回るというのは、今の実施設計段階においては全く見込まれないという状況です。

○議長（北市勲君） ほかにありませんか。
（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第220号、第222号については、行政常任委員会に付託いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第221号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第221号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第221号について採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長（北市勲君） 日程第18 議案第223号赤平市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、日程第19 議案第224号赤平市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、日程第20 議案第225号赤平市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、日程第21 議案第226号赤平市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、日程第22 議案第227号赤平市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、日程第23 議案第228号赤平市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、日程第24 議案第229号赤平市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、日程第25 議案第230号赤平市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、日程第26 議案第231号赤平市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、日程第27 議案第232号赤平市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、日程第28 議案第233号赤平市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを一括議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊島好孝君） [登壇] 議案第223号から第233号まで一括して提案の趣旨をご説明申し上げます。

農業委員会委員の任命につきましては、農業委員会等に関する法律の改正によりまして、平成28年4月1日以降に任期満了を迎える農業委員会委員の選出方法については、選挙制と市町村長の専任制の併用から市町村議会の同意を要件とし、市町村長の任命制に一本化されたところであり、現在任に当たっておられる委員につきましては、全ての委員が本年7月19日で任期満了を迎えるため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

また、委員任命の条件といたしましては、原則と

して委員の過半数を認定農業者とすること、農業者以外の者で中立的な立場で公正な判断をする者を1人以上入れること、女性、青年も積極的に登用するなどとなっております、これらの条件を満たすこととなっております。

議案番号順にそれぞれ氏名、生年月日、現住所を申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、経歴等につきましては参考資料のとおりでございます。

初めに、議案第223号、氏名、中西幸一、生年月日、昭和32年8月2日、現住所、赤平市住吉町352番地。

続きまして、議案第224号、氏名、伊藤修、生年月日、昭和35年6月3日、現住所、芦別市南1条東1丁目4番地の5。

続きまして、議案第225号、氏名、池松洋一、生年月日、昭和30年3月12日、現住所、赤平市平岸新光町6丁目27番地。

続きまして、議案第226号、氏名、鈴木要助、生年月日、昭和28年5月30日、現住所、赤平市東豊里町102番地。

続きまして、議案第227号、氏名、中村英昭、生年月日、昭和34年4月10日、現住所、赤平市幌岡町17番地。

続きまして、議案第228号、氏名、吉本政史、生年月日、昭和43年12月13日、現住所、赤平市幌岡町71番地。

続きまして、議案第229号、氏名、田村元一、生年月日、昭和27年12月7日、現住所、赤平市共和町238番地。

続きまして、議案第230号、氏名、養田武士、生年月日、昭和25年6月27日、現住所、赤平市共和町394番地。

続きまして、議案第231号、氏名、橋本勉、生年月日、昭和24年12月26日、現住所、赤平市住吉町498番地3。

続きまして、議案第232号、氏名、吉野猛光、生年月日、昭和28年1月21日、現住所、赤平市共和町

447番地。

続きまして、議案第233号、氏名、高橋ノリ子、生年月日、昭和20年2月16日、現住所、赤平市幸町2丁目53番地。

以上、11名のご提案でございます。

なお、農業委員会委員の任期につきましては、本年7月20日から平成32年7月19日までとなっております。

以上、議案第223号から第233号につきまして、一括してご提案申し上げますが、赤平市農業委員会委員として適任と考えますので、ご同意賜りますようよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 説明が終わりました。

これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。竹村議員。

○4番（竹村恵一君） ただいま市長のほうから11名の農業委員の方の同意を求める件が出てきました、要件についてもご説明をいただきましたが、何点か確認をさせていただきたいというふうに思います。

まず、農業委員の募集についての関係ですけれども、私のほうでちょっと認識がずれて間違っていたら一緒に教えていただきたいというふうに思うのですが、まずは推薦及び応募について、地区から、それから団体から、一般応募ということで種類があるというふうに思うのですが、この11名の方々のそれぞれの割合をまず教えていただきたいというふうに思います。

それと、推薦、応募の資格のことですけれども、何点か、3つほどですか、あって、その中で変更があったのかもしれませんが、赤平市に住所を有する者ということがあって、そこはただし書きがあって、特別な事由がある場合はこの限りではないということでしたので、赤平市に住所を有していない方が、認識がどうかはわかりませんが、現住所が違うという方がいらっしゃると思いますので、もしその方がこのただし書きの特別な事由のところにかかわるのであれば、そのただし書きの内容、そこを教えていた

だけたらというふうに思います。

2点、よろしくお願ひいたします。

○議長（北市勲君） 農政課長。

○農政課長（野呂道洋君） ただいまご質問ありました11名の内訳につきましては、実は11名の定数に対しまして12名の応募がございまして、地区からの推薦が9名です。団体からの推薦が2名と、あと一般募集が1名という内訳になってございます。先ほど現住所、居住地の件ですが、こちらにつきましては農林水産省のほうも今まで農業委員の選挙につきましては、農業委員会の区域内に住所を有する者に被選挙権が付与されていたということで、改正後の農業委員にはこのような制限がなくて、区域内に住所を有しなくても当該区域内で農業経営を行っている者、もしくは当該地域に農業事情に詳しい者が農業委員に推薦され、または応募も可能だと、こういう見解が出てございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君） ありがとうございます。

もう一点、若者に関してなのですけれども、当市として積極的に若い世代の農業関係者等をこの農業委員に組み込んでいく考えがあるか、あるとするならば今後どういうふうに考えていくのかというのをちょっと聞いておきたいというふうに思います。

○議長（北市勲君） 農政課長。

○農政課長（野呂道洋君） 基本的な考えといたしまして、女性、青年も積極的に登用ということで、こちらについては新規就農担い手不足を解消するという意味で持続可能な農業経営をしていただくということでも重要なことだと思いますので、積極的に任命したいとは考えておるのですが、なかなか高齢化になってきているものですから、難しい問題もありますが、継続して検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（北市勲君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっておりま
す議案第223号、第224号、第225号、第226号、第
227号、第228号、第229号、第230号、第231号、第
232号、第233号については、会議規則第36条第3項
の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思
います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第223号、第224号、第225号、第226
号、第227号、第228号、第229号、第230号、第231
号、第232号、第233号については、委員会の付託を
省略することに決定いたしました。

これより、一括討論に入ります。討論ありませ
んか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより、議案第223号について採決をいたしま
す。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませ
んか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり同意されました。

次に、議案第224号について採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませ
んか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり同意されました。

次に、議案第225号について採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませ
んか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり同意されました。

次に、議案第226号について採決をいたします。
本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案どおり同意されました。
次に、議案第227号について採決をいたします。
本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案どおり同意されました。
次に、議案第228号について採決をいたします。
本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案どおり同意されました。
次に、議案第229号について採決をいたします。
本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案どおり同意されました。
次に、議案第230号について採決をいたします。
本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案どおり同意されました。
次に、議案第231号について採決をいたします。
本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案どおり同意されました。
次に、議案第232号について採決をいたします。
本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

んか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案どおり同意されました。
次に、議案第233号について採決をいたします。
本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案どおり同意されました。

○議長(北市勲君) 日程第29 報告第19号平成28年度赤平市一般会計継続費繰越計算書の報告について、日程第30 報告第20号平成28年度赤平市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、日程第31 報告第21号平成28年度赤平市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを一括議題といたします。

本件に関する提案理由の説明を求めます。財政課長。

(「説明省略」と言う者あり)

○議長(北市勲君) 説明省略との声がありますので、説明を省略いたします。

これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終結いたします。
ただいま議題となっております報告第19号、第20号、第21号については、報告済みといたします。

○議長(北市勲君) 日程第32 報告第22号株式会社赤平振興公社の経営状況についてを議題といたします。

本件に関する提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長(伊藤嘉悦君) [登壇] 報告第22号株式会社赤平振興公社の経営状況について、ご報告申

し上げます。

第35期営業年度、株式会社赤平振興公社事業報告書、決算報告並びに株主資本等変動計算書につきましてご説明申し上げます。

最初に、1ページの事業概要であります。庶務事項といたしまして、昨年は5月25日に定時株主総会を開催しております。以降、本年3月まで取締役会を記載のとおり案件で開催しております。

次に、2ページの事業報告書について申し上げます。1のエルム事業所ではありますが、保養センター事業につきましては、前年実績より2,194人の減少となりました。人口減少に加え、台風や夏の週末の天候不順が影響していると考えられます。ケビン村事業は、前年実績より14回の利用増となりました。

2の赤平営業所ではありますが、エルム高原施設管理事業につきましては、家族旅行村におけるキャンプ利用人数は731人の減少、オートキャンプ場の利用人数は7人の減少と、いずれも前年実績を下回っておりますが、テニスコートやバーベキューハウスの利用人数は417人増加しております。じん芥収集運搬事業につきましては、一般ごみの収集量は47.32トンの減少、資源ごみは4.55トンの増加となっております。全体で42.77トンの大幅な減少となっております。住友地区共同浴場事業につきましては、前年実績より3,643人の減少となりました。

3の本町営業所は、平成28年度より公社の新規部門として事業を開始いたしました。市内高齢者の雇用を目的とし、各公園管理、パークゴルフ場管理、墓地清掃など、公共的で市民の方が訪れる場所を中心に受託し、清潔にかつ健全な管理を行っているところであります。

次に、3ページの平成29年3月31日現在の貸借対照表についてご説明申し上げます。資産の部ではありますが、流動資産が計4,100万8,900円であります。預貯金は2,023万8,227円で、有価証券1,000万円は国債であります。固定資産は計453万3,319円あります。減価償却を終えました機械器具類の残存価格を計上しております。資産の部合計4,554万2,219円

であります。

次に、負債・資本の部であります。流動負債は計2,213万629円あります。未払い金1,602万7,550円は、3月分の給料を含む会社経費であります。純資産は資本金、利益準備金及び繰越利益剰余金を合わせまして2,341万1,590円あります。負債・資本の部合計4,554万2,219円あります。

次に、4ページの第35期営業年度の損益計算書についてご説明申し上げます。営業損益の部、営業収益であります。販売売上収益は計7,500万7,349円あります。受託事業収益は計8,527万6,249円あります。赤平市からの委託料収入でありまして、内訳は記載のとおりであります。営業収益の合計は1億6,028万3,598円あります。営業費用であります。販売売上費用は計1,023万2,886円あります。販売費及び一般管理費は計1億4,968万1,954円あります。各事業費の内訳は記載のとおりであります。営業費用の合計は1億5,991万4,840円で、営業利益は36万8,758円あります。営業外損益の部、営業外収益は計47万8,828円あります。特別損益の部、特別損失は業務用として使用していた軽自動車を廃車したため、残存価格を処理したものであります。結果といたしまして、税引き前当期純利益は84万7,585円となり、法人税等21万3,685円を差し引いた平成28年度の当期純利益は63万3,900円となりました。

次に、5ページの第35期営業年度の株主資本等変動計算書についてご説明申し上げます。当期剰余金であります。下の表のその他資本剰余金及びその他利益剰余金の内訳書の右側になりますが、その他利益剰余金合計欄に、前期末残高886万9,690円に当期純利益63万3,900円を加えまして、950万3,590円を当期末残高として、次期繰越金とするものであります。

6ページの結びであります。第35期営業年度におきまして、本町営業所業務がふえたことにより収入が増加し、保養センターの設備等の修理や業務用品を購入いたしました上で63万3,900円の純利益を

計上する決算となりましたが、今後も景気動向を注視し、一層の効率的な事業の執行に努めてまいりたいと結んでおります。

なお、7ページは監査報告書、8ページから10ページにかけては決算に関する資料、11ページから17ページにかけては事業実績に関する資料を掲載しておりますので、ご参照いただきたいというふうに思います。

以上、ご報告申し上げましたので、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。木村議員。

○1番（木村恵君） 35期の状況を報告いただきましたが、人口減少の中、63万3,900円の純利益ということでした。新しく始めた事業で年賀状による全世帯への案内というものと、本町営業所というものがありませんか。8ページを見ると本町営業所、大変大きいのかなというふうにも思いましたので、この2点についてお伺いをしたいと思います。本町営業所については、受託事業は何件で、何名の雇用を生んだのか。また、年賀状の経費と効果について、お願いしたいと思います。

○議長（北市勲君） 副市長。

○副市長（伊藤嘉悦君） まず、2点ご質問ございますけれども、まず初めに年賀状の経費と効果ということですが、郵便局と共同で行った事業でございますが、公社は年賀はがき代金を支払いまして、印刷については郵便局で行っていただきました。5,300枚のはがき代、27万5,000円が公社の支出となっております。実施内容としましては、5,300枚を配付し、引きかえに来た方が545人、実際に使用した方が456人と、約1割の方にご利用をいただいております。収益としては、黒字ということではありませんけれども、市民の全世帯に直接PRできたということにつきましては成果があったものというふうに思いますので、今年度につきましても実施に向け検討していくということでございます。

す。

また、本町営業所につきましては、高齢者事業団が解散し、公社において高齢者の生きがいと働く場の創出という観点も含めまして、公園やパークゴルフ場等の草刈りや清掃を13件受託しまして、6カ月を満度として夏期、夏に18名の雇用をしたところがあります。その他にも単発的な除雪や草刈り等についても対応しておるということでございます。第35期の営業利益につきましては、約410万円を計上しているところではございますけれども、本町営業所の利益を先ほど申しましたとおり保養センターやケビン村においてお客様に喜んでいただけるような物品等を購入したり、破損や老朽化して汚れたものなど、公社みずから自社事業として補填し、施設の充実に努めていたということでございます。今年度も引き続き受託事業を継続するとともに、雇用につきましても人材の確保に努めてまいりたいということでございますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております報告第22号については、報告済みといたします。

○議長（北市勲君） お諮りいたします。

委員会審査のため、あす14日、1日休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、あす14日、1日休会することに決しました。

○議長（北市勲君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後 0時30分 散会）

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員 (番)

署 名 議 員 (番)